

第17回 代理(4) - 表見代理をめぐる応用問題

2005/06/10

松岡 久和

【白紙委任状と表見代理】（佐255-260頁）

Case32 AはYの白紙委任状と実印等を交付された。Aがこれを利用し、Yの代理人としてXとの間で、Y所有の不動産を売却する契約を結んだが、YはそのようなことをAに委任してはいなかった。XがYに対して、売買契約の履行として目的不動産の引渡しと移転登記手続への協力を求めた。次のような場合、Xの請求は認められるか。

AがYから委任されたのは別の不動産の購入だったのに、Aが委任事項欄に勝手に「Y所有不動産の売却」と補充した場合

において、Aが代理人名や委任事項欄を白地のままでXに呈示した場合

白紙委任状には「Y所有不動産の売却」とあったが、代理人が白地であった。白紙委任状をYから交付されたのは、Bであったが、BはYの許諾を得ずにAを復代理人に選任し、Aが代理人欄を補充してXと契約した場合

BがYから委任されたのは別の不動産の購入だったのに、Bから白紙委任状をさらに交付されたAが、代理人欄に自己の名を、また、委任事項欄に「Y所有不動産の売却」と勝手に補充してXと契約した場合

1 白紙委任状とは

- ・代理権を与えたことを外部に証明する徴表である委任状のうち、本人名、代理人名、相手方名、委任事項等の全部又は一部が空白のもの。
- ・白紙委任状の交付は、代理権の授与の趣旨ではあるが、通常、代理人に自由な白地補充権まで与えるものではないから、予定外の者の代理行為や、予定外の内容の代理行為は、無権代理となる。
- ・会員名義書換申請のため代理人名空欄の白紙委任状を付したゴルフ場会員権の売買の場合等、転々譲渡の転得者に代理権を行使させることを予定している場合には、この白紙委任状を正当に取得した者による補充・代理行為は有権代理（輾轉予定型）。

2 白紙委任状濫用の諸類型

被交付者濫用型（非輾轉予定・直接型）

転得者濫用型（非輾轉予定・間接型）

委任事項非濫用（代理人欄のみ濫用）型

委任事項欄濫用型

3 被交付者濫用型（直接型：もちろん委任事項濫用がある場合が問題）

3 - 1 問題に関する適用条文の振り分け

- ・被交付者に何らかの代理権付与があれば、濫用的な補充による代理行為は110条問題。
- ・被交付者に代理権以外の何らかの権限付与があれば、多数説ではやはり110条問題、判例・少数説では109条の問題。
- ・被交付者に何らの権限付与もなければ、109条の問題。

3 - 2 内容が非補充の場合の処理

- ・ **原則** 代理人欄が白地のままの呈示は代理権を疑わせる事情となる。
委任事項が白地のままの呈示では代理権授与としての表示価値が低く、109条の代理権授与表示と評価されない可能性が高い。ただ、およそ109条の適用がないとするのは不当。
- ・ **例外** 土地の権利証や実印等、特定の代理権が授与されたことを推断させる**特段の事情**があれば、109条の代理権授与表示と評価されうる。

4 転得者濫用型（間接型）

4 - 1 委任事項欄非濫用（代理人欄のみ濫用）型

- ・ 109条適用 **判例** 判68（別口保証契約事件 - 昭42年）

代理権授与表示が成立していて、本人には109条の求める帰責性がある。

委任事項が本人の意思に基づく内容である限り、本人が当初覚悟した内容とそれほど負担が加重されるわけではない。

4 - 2 委任事項欄濫用型

- ・ 代理権授与表示の成立自体が否定されることが多い。

判例 判69（思わぬ抵当権者登場事件 - 昭39年）

百24 = 判70（無資力代取無権代理・相手方有過失事件 - 昭41年）

白紙委任状は通常は輾轉流通することを予定する性格のものではない。

委任事項まで本人の予想外の者が予想外の形で補充すれば、本人が予想もしなかった重い負担が生じる可能性がある。

反対説 濫用の危険の大きい白紙委任状を双方白地で交付した本人には帰責性が大きく、呈示された相手方の立場からは、委任状が輾轉流通して白紙補充されたかどうかはわからないから109条の適用を認め、さらに委任事項欄濫用につき110条の重畳適用を認めるべきである。

さらに、本人にそのような表示意思がなかったとして、95条の類推により代理権授与表示を無効とする余地がある。

(a) 95条類推肯定説 代理権授与表示と意思表示の構造的類似性。

(b) 95条類推否定説 肯定説は109条の趣旨を阻害する。

【表見代理と第三者】（佐265-261頁）

Case33 XはAに自己所有不動産を担保に融資してくれる人を探すように依頼したが、Aは交付された実印・登記済権利証などを用いて、その不動産を金融ブローカーBに売却し移転登記をしてしまった。Bは、そのような事情を全く知らないYに転売し、Yは移転登記をすませた。XはYに対し登記抹消を求めうるか。

- ・ 限定説：110条の第三者は無権代理の直接の相手方に限られる（判例・通説）

判例 判75（身延山久遠寺経理部長名手形濫発事件 - 昭36年）

第三者Yは直接代理権の外観を信じて取引した者ではなく、前主Bに権利が帰属することを信じた者にすぎず、表見代理制度の保護の対象でない。非限定説によると、前主が無権利者である事例のうち無権代理の場合だけを理由もなく特別扱

いすることになる。

問題の主領域である手形取引の場合には、手形理論自体の再検討を行うべきであり、民事取引に一般化するべきではない。

限定説では、Yの保護は、(a) Bに対して表見代理が成立すれば、有効な承継取得者として保護され、(b)表見代理が成立しなければ、192条(動産)か94条2項類推(不動産・債権)による。

- ・非限定説：110条を広く取引安全のための規定と解し、第三者も保護の射程に入る。

【法定代理と表見代理】(佐263-265、271頁)

Case34 Aは長期出張中の夫Yに無断で、Yの実印等を用い、Y所有の不動産をXに売却する契約を結んだ。XはYに対し、売買契約の履行を請求できるか。

1 109条の適用可能性

- ・実際にはほとんど問題にならない。 本人の代理権授与表示がない！

2 110条の適用可能性

2 - 1 前提

- ・包括的な代理権が認められる場合には原則として有権代理。主として問題になるのは、代理人行為に第三者(後見監督人など)の同意を要するのに同意を得なかった場合(実質的利益相反行為となる場合を含む)、代理権の範囲が特定の法律行為に限定される保佐人・補助人の場合。

2 - 2 法定代理一般

- ・適用肯定説(判例・旧通説)

判例 大判昭和17年5月20日民集21巻571号(親族会の同意を得ない代理行為)

110条の文言、外観に対する信頼は同等で表見代理の射程内

- ・適用否定説(有力説)

本人に帰責性を欠く。

代理人選任と代理権付与に本人の同意を要する保佐・補助開始の審判の場合(876条の4第1項、876条の9第1項)には、異なる判断もありうる。

2 - 3 日常家事代理権と表見代理

- ・110条類推適用説：問題の行為が日常の家事に関する法律行為(761条参照)の範囲内に属すると信じるにつき相手方に正当の理由がある場合に限り、110条を類推適用。

判例 百30 = 判77(新宿N商店事件 - 昭41年)

本来の110条を適用して問題の行為が代理権を逸脱する程度を問題にしなければ、日常家事を超える重大な行為にも表見代理が成立し、761条が日常家事に限定して責任を認めた意味がなくなり、夫婦の財産的独立が損なわれるおそれがある。

761条の基礎の範囲内では、相手方の信頼を保護すべきである。

2 - 4 法人の代表等の権限踰越 法人の個所に譲る。

3 112条の適用可能性

- ・ 2 - 2 と同様。判例(大判昭和2年12月24日民集6巻754頁：未成年者の成人後に元親権者が行った無権代理行為。相手方の過失を認定した原審判決を破棄差戻)は肯定説。

【表見代理規定の重畳適用】(佐271-273頁)

Case35 YはAの代理人Bとの間で自己所有の不動産を売却する契約を結び、登記手続に必要な書類と登記申請の代理権を与える旨の受任者白地の白紙委任状を(Bを介して)Aに交付した。Aは引き続きBを代理人として、今度は、本件不動産とX所有の不動産を交換する契約の交渉に当たさせたが、BはAからあらためて交付された白紙委任状を利用し、Yの代理人と称して行動し、交換契約を成立させた。XはYに対し移転登記の請求をすることができるか。

1 109条と110条の重畳適用

- ・ 肯定説(判例・通説)

判例 百25 = 判78(山林交換事件 - 昭45年)

否定説(佐久間): 代理権授与表示の成否を相手方の意味付与の正当性という基準で判断するから、端的に109条の適用問題になる。

2 110条と112条の重畳適用

- ・ 肯定説(判例・通説)

判例 判79(元代理人新規石炭売買事件 - 昭32年)

百32 = 判80(元代理人連続連帯保証契約事件 - 昭19年)

限定説(佐久間): 112条の適用を過去の代理権の「存続」への信頼と理解するから、重畳適用が考えられるのは、せいぜい、相手方が従前の取引経験から従前の代理権を超える今回の取引についても代理権が存続していると信じた場合に限られる。判例の事案はむしろ109条の問題。

3 109条と112条の重畳適用

- ・ 判例・学説なし。佐久間: 代理権授与表示撤回後の無権代理行為につき重畳適用の可能性を肯定。

4 109条・110条・112条の重畳適用

- ・ 議論なし。佐久間: 109条と110条を同趣旨の規定と解するので、3箇条の重畳適用を論じる余地はない。

【参考文献】

佐久間毅 『代理取引の保護法理』(有斐閣、2001年)